

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
34	住民税非課税世帯等に対する緊急支援給付金に関する 事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

金沢市は、住民税非課税世帯等に対する緊急支援給付金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

金沢市長

公表日

令和7年9月5日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民税非課税世帯等に対する緊急支援給付金に関する事務
②事務の概要	住民税非課税世帯等に対する緊急支援給付金を支給するため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の別表の項番134の規定により、以下の事務において個人番号を利用する。 ①支給要件の確認に必要な、税情報等の各種情報の照会 ②公金受取口座情報の情報連携による口座情報の確認
③システムの名称	臨時特別給付金システム、番号連携システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、既存住民基本台帳システム、税務システム
2. 特定個人情報ファイル名	
住民税非課税世帯等に対する緊急支援給付金情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の134の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第160項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉健康局福祉政策課
②所属長の役職名	福祉健康局福祉政策課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	金沢市総務局文書法制課文書法制係 〒920-8577 石川県金沢市広坂1丁目1番1号 電話076-220-2073
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉健康局福祉政策課 電話 076-220-2288
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なでない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、特定個人情報の取得時には情報に誤りがないか確認を徹底することや、特定個人情報の照会時には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 本市の制定する「金沢市特定個人情報等の取扱いに関する管理規程」及び事業所管課が作成する「特定個人情報等取扱要領」により、特定個人情報等の漏洩、滅失及び毀損の防止その他適切な管理のために必要な安全管理を定めている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	本市の制定する「金沢市特定個人情報等の安全管理に関する基本方針」により、「金沢市特定個人情報等の取扱いに関する管理規程」及び事業所管課が作成する「特定個人情報等取扱要領」を定め、これらを継続的に見直し改善できるよう措置を講じているため。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月8日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	住民税非課税世帯等に対する緊急支援給付金を支給するため、行政手続における特定の個人	住民税非課税世帯等に対する緊急支援給付金を支給するため、行政手続における特定の個人	事後	
令和5年12月8日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第1の135の項	番号法第9条第1項 別表第1の101の項	事後	
令和5年12月8日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の157の項	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の121の項	事後	
令和5年12月8日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和5年4月13日 時点	令和5年12月1日 時点	事後	
令和5年12月8日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年4月13日 時点	令和5年12月1日 時点	事後	
令和6年1月24日	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移	[○]提供・移転しない	[]提供・移転しない	事後	
令和6年1月24日	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移	(追記)	十分である	事後	
令和6年5月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	住民税非課税世帯等に対する緊急支援給付金を支給するため、行政手続における特定の個人	住民税非課税世帯等に対する緊急支援給付金を支給するため、行政手続における特定の個人	事前	
令和6年5月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和5年12月1日 時点	令和6年5月27日 時点	事前	
令和6年5月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年12月1日 時点	令和6年5月27日 時点	事前	
令和6年5月30日	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移	[]提供・移転しない	[○]提供・移転しない	事前	
令和6年5月30日	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移	十分である	(削除)	事前	
令和7年1月14日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	別表第1の項番101	別表の項番134	事前	
令和7年1月14日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第1の101の項	番号法第9条第1項 別表の134の項	事前	
令和7年1月14日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステム	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の121の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第160項	事前	
令和7年1月14日	II しきい値判断項目 1.対象人数	令和6年5月27日時点	令和6年7月1日時点	事前	
令和7年1月14日	II しきい値判断項目 2.取扱者数	令和6年5月27日時点	令和6年7月1日時点	事前	
令和7年9月5日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂	金沢市都市政策局広報広聴課市政情報係 〒920-8577 石川県金沢市広坂1-1-1 電話076-	金沢市総務局文書法制課文書法制係 〒920-8577 石川県金沢市広坂1丁目1番1号 電話	事後	